

2020 年 12 月 4 日
2020 年 12 月 16 日改訂
2021 年 3 月 18 日改訂
2021 年 3 月 30 日改訂
2021 年 3 月 31 日改訂
2021 年 5 月 11 日改訂
2021 年 10 月 25 日改訂
2022 年 3 月 8 日改訂

コンサルタント等契約における 現地渡航再開に当たっての経費の取扱いについて

1. 背景・経緯

COVID-19 蔓延の影響を受けて、2020 年春以降、コンサルタント等契約の受注者の皆様に対しては、原則として業務地へ渡航しないように求めていましたが、今般、当機構として、受注者の皆様の同意を得た上で、順次業務地への渡航再開を求ることとなりました。

本渡航再開に当たっては、渡航先国の出入国管理や国際航空便運航上の制約、機構が求める渡航人数の制限等があり、従来と比較して、特例的な経費の支出を認めなければ、適切な業務の実施が困難となっている状況です。

このため、本文書においては、再渡航に当たっての経費の取り扱いにかかる特例について以下に取りまとめ、受注者の皆様と共有します。

2. 特例措置の期間

コンサルタント等契約に基づき、With コロナ下における新しい渡航管理体系¹に基づき業務地へ渡航する場合に適用します。措置は、**2023 年 3 月末までの経費について、適用します。**ただし、措置の対象期間を延期する場合があります。

3. 特例措置の内容（報酬）

報酬（従来の「直接人件費」、「その他原価」及び「一般管理費等」）については、原則として、業務内容の変更がない限り、その金額の変更は認めていません。

しかしながら、既に通知しているとおり、COVID-19 蔓延の影響を受けて、現地業務を国内業務で代替する場合で、当該業務の業務効率が明らかに低下する場合においては、これを理由として、業務内容の変更を伴わない業務従事人月、すなわち報酬金額の増加を例外的に認めています。

4. 特例措置の内容（直接経費）

再渡航に伴い想定される経費について、内容、精算の可否、計上先費目等に関し以下に説明しています。本経費は安全対策、新型コロナウィルス対策を目的に特例措置として支払いを行うものですので、本経費の他の目的への費目間流用は、原則、認められないことをご理解ください。

（1）安全対策関連経費

¹ 改訂前本文書では特例措置の適用開始時期、「JICA 契約案件の業務以外の実施」について言及していましたが、改訂後の本文書は本体系に基づき渡航する場合の経費の取扱いを規定することとします。

各経理処理ガイドラインにおいて、「安全対策関連経費」に当たる直接経費については、その計上／追加について柔軟な対応を行う旨、解説しています。

以下の経費については、この「安全対策関連経費」として、計上・精算を認めます。

1) PCR検査関連費用（別添1：打合簿事例参照）

1渡航²70,000円（税込）を上限として、計上・精算を認めます³。

PCR検査に伴う（国内での）交通費、宿泊費等も、上記上限内で対象とすることを認めます。

2) 渡航に必要なワーキングパーミット等 COVID-19 対策として先方政府から要求されている必要書類の取得費用（取得に要する弁護士費用等⁴含む）。

なお、査証代についてはその他原価に含まれますので、追加経費計上の対象とはなりません。

PCR検査の陰性証明書は、PCR検査関連費用に計上してください。

以上1)、2)については「II. 直接経費、3 一般業務費(8) 雑費」に計上ください。

3) その他コロナ対策関連経費

業務地でのコロナ予防策⁵として、**執務室の整備**（パーテーション設置に係る費用、空気洗浄機、自動検温器購入費用等）・**拡大**（執務室が追加で必要な場合の賃貸料、会議室借り上げ費用）、業務従事者等の分乗に伴う車両関連費における数量増加費用、業務地での移動制限に伴う特殊傭人費等の増額（例えば、首都から地方への移動制限のために、地方での調査に、新たにその地域で傭人が必要となった場合の費用）及びこれらに準ずる費用の追加の計上を認めます。例示以外で判断に迷う場合は個別相談ください。なお、業務従事者及び現地庸人用のマスク・消毒液等の消耗品については、受注者負担のため計上できません（その他原価にてご対応ください）。

「II. 直接経費」の該当費目に計上ください（備考に新型コロナウィルス対策関連経費の旨記載）。

(2) 業務地における一時隔離関連経費（別添1：打合簿事例参照）

業務地での一時隔離期間は、「業務従事期間」としてカウントされません。

「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）」の「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」の「(10) 不可抗力」に規定のとおり、「応急的対応に係る経費」（「経費」であり報酬ではありません）として、現地での待機期間に要した「直接人件費」及び「日当・宿泊料」の計上・精算を認めています⁶。

この規定に基づき、業務地への入国に際し現地の法令等により一定期間の隔離が義務付けられている場合、当該一時隔離期間に応じた⁷「直接人件費（相当額の待機費用）」と「日当・宿泊料」の計上・精算を認めます。また、必要に応じ、隔離施設（ホテル）までのタクシーチケット等の経費についても、計上・精算を認めます。

「直接人件費」が報酬額に含められている契約では、契約書にて合意している報酬額

² 「1回」の検査ではなく、本邦出発前、トランジット、現地、本邦帰国までの「1渡航」です（帰国後の隔離期間を含む）。複数回検査した場合も合計額の上限を7万円（税込み）とします。抗原定量検査も含めてこの上限の範囲とします。隔離期間中に次の渡航のためのPCR検査もしくは抗原定量検査を受けるための交通費もここに含めてください。隔離期間を短縮するためにPCR検査もしくは抗原定量検査を受ける場合は、精算対象外とします。

³ 契約金額内訳書には消費税抜き（63,636円）で計上ください。

⁴ 渡航に係る必要書類の取得費用であることが明示された領収書を提出してください。なお、書類取得のための交通費はその他原価より支出ください。

⁵ コロナ感染後に重症化の目途を測定するために必要となるパルスオキシメーター等は対象外です。

⁶ 業務人月人月を増加させるものではなく、あくまで経費として支払うものです。一時隔離期間中（現地、本邦とも）に業務を行わない場合に報酬は支払われません。

⁷ 例えば14日間の隔離が義務付けられている場合、「直接人件費相当額の待機費用」月額×0.47となります。

(月額単価)を「3. 08」で除した額^{8、9、10}に該当期間を乗じた額を計上してください。なお、業務原価に「直接人件費」が規定されている契約では、直接人件費の月額単価に該当期間を乗じた額を計上してください。

「日当・宿泊料」は、「II. 直接経費、2 旅費（その他）」に計上し、「直接人件費相当額の待機費用」分は、「II. 直接経費、9 現地一時隔離関連費」に計上ください。

ただし、当該一時隔離期間中に、外出しなくても当該業務の現地業務人月を使用して実施できる業務に従事した場合、業務従事期間として「報酬」の対象となります（隔離期間中に当該案件の国内業務に従事した場合は国内業務として「報酬」の対象とします）。この場合、現地業務人月増を認めるものではなく、また、当該期間について、「直接人件費相当額の待機費用」を重複して支払うことはしません。また、当該一時隔離期間中に別案件の国内業務を遠隔実施した場合の取り扱いについては、下記5. を参照ください。

（3）本邦における一時隔離関連経費（別添2：打合簿事例参照）

空港から隔離施設（自宅、ホテル等）までの交通手段について、2022年3月1日以降は、自宅等待機期間中であっても公共交通機関の使用が可能となったため、それ以前に認められた上限4万円の範囲内でのハイヤー、レンタカ一代等を実費支給する対応は廃止します¹¹。また、隔離期間中に自宅に滞在できず、ホテル等に滞在が必要な場合は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」表3に基づき、日当・宿泊料を以下の定額で計上を認めます^{12 13}。

精算時に宿泊の事実を確認するため、宿泊期間が記載された宿泊施設の領収書写しを提出ください。「II. 直接経費、10 本邦一時隔離関連費」に計上ください。

【日本国内での日当・宿泊料単価¹⁴】

格付	日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)
特号	1,500円	14,000円
1号、2号	1,300円	12,400円
3～5号	1,100円	10,300円
6号	850円	8,200円

【参考：隔離期間中の待機費用及び日当・宿泊料支給の考え方】

	隔離期間中	
	業務従事あり	業務従事なし
現地	・報酬（契約の範囲内で契約）	・直接人件費相当額の待機費用

⁸ 3.08で除した金額(直接人件費相当額)については、百円の位を四捨五入し、千円単位にしてください。

⁹ 業務実施契約(単独型)の場合は総人月により報酬総額が異なるため、報酬総額÷【業務人月】を見かけの報酬月額単価とし、これを3.08で除した額としてください。

¹⁰ 本書作成日時点で直接人件費の月額を打合簿で合意しているものについては、算出方法の是正を必須としません。

¹¹ 水際対策の変更点：入国後の待機のために自宅等まで移動する際は、公共交通機関の使用が可能になりました（ただし、入国時の検査から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等までの最短経路での移動に限る）。

以前の水際対策に基づいた対応をしていた場合、経過措置として、2022年3月末までの入国分については、レンタカー等を既に予約してキャンセルできない場合は相談願います。

¹² 日本国政府の水際対策の強化に係る措置に基づき、例えば14日間の隔離が義務付けられている場合は、本邦への到着の翌日から14日間隔離、15日目に宿泊施設から出ることができます。したがって、15泊15日（到着日は現地業務に伴う日当が支払われるため、翌日から計算）を精算対象とします。

¹³ 研修・招へいガイドラインは2022年4月に改訂を予定しています。2022年4月1日以降の渡航分においては改訂版の単価を使用ください。1号と3号の単価を変更予定です。

¹⁴ 第三国居住の業務従事者についても同様の単価を適用します。一時隔離期間は同第三国の法令等に従ってください。

国内	約で定める額) ・日当・宿泊料（国内については、自宅以外（ホテル等）で隔離の場合のみ支払い対象）	機費用 ・日当・宿泊料
		・日当・宿泊料自宅以外（ホテル等）で隔離の場合のみ支払い対象）

(4) 海外旅行保険の一部費用

緊急移送が含まれている旅行保険に加入している場合、その保険料の一部費用の計上を認めます。具体的には、1日当たり税抜200円を発注者として負担します。本経費の計上ののみのために打合簿を作成することは不要です。

この費用は、精算・検算の簡素化のため、日当単価に200円を加算して、旅費（その他）に計上・精算してください（日当単価が4,500円の場合、4,700円として計上してください¹⁵⁾）。精算報告書においては、加入している旅行保険の付保期間及び緊急移送が当該保険に含まれていることが分かる内訳書等を明示してください¹⁶⁾。

(5) 本邦での新型コロナウィルスワクチン接種のための渡航内容変更経費(別添3：打合簿事例参照)

日本政府による邦人¹⁷⁾への新型コロナウィルスワクチン接種開始に基づき、そのスケジュールに合わせて再渡航計画を検討すること、及び、再渡航中に接種目的で帰国するため業務計画を変更することに関しこれに伴う経費の計上・精算を認めます。

具体的には、渡航回数が変更(増加)となり旅費(航空賃)が増加する、再渡航中の日程変更に伴い航空券の変更手数料が発生する、等の経費、その他帰国した際の本邦での一時隔離関連経費、さらに再渡航へのPCR検査等準備、再渡航した際の業務地での一時隔離関連経費が想定されます。

航空券関連は「II. 直接経費、1 旅費(航空賃)」に、それ以外は本書の他の項に記載の費目に計上ください。なお、PCR検査関連費用、本邦帰国時の隔離施設までの交通手段等は「1 渡航」当たりの費用としていますので、本事由により帰国、再渡航を行う場合は新たな渡航として計上ください。

これらの経費の計上により、契約金額が増額になる場合は、打合簿を締結のうえ、契約変更を行います（契約変更は後日で可）。

5. 業務地における別契約へのアサイン（別添4、5：打合簿事例参照）

業務地への渡航が様々な理由で制約されていること受け、業務地への渡航期間中に、JICAの別契約での業務に従事することも認めます。この場合、同業務地で「別契約の業務」を履行するに際し、当該業務の国内業務人月を使用することが想定されますが、国内で業務を遂行した場合には発生しない「日当・宿泊料」が発生することとなります。

業務渡航中にJICAの別契約業務を行わざるを得ない場合、この「日当・宿泊料」の計

¹⁵⁾ 30日等を超える場合の日当については、遙減させた額に保険分200円を上乗せしてください。例えば3号の場合30日まで4,700円、31日目以降 $4,500 \times 0.9 + 200 = 4,250$ 円となります。なお、1渡航における現地一時隔離期間と現地業務期間の合計が30日を超える場合においても31日目以降の日当・宿泊費は遙減となります。

¹⁶⁾ 現地事務所に提出されている文書は、当該事務所が保険加入状況を承知しておくこと、コンサルタントご本人と連絡が取れなかった際に緊急移送等の準備を開始すること等を目的としたものです。今般の特例措置に関する精算に際しては、最新版であることを確認するためにも、精算証憑として精算報告書に添付のうえ、提出ください。

¹⁷⁾ 第三国人業務従事者に対する居住国でのワクチン接種に基づく渡航内容変更についても同様の扱いとします。

上・精算を認めます¹⁸。

「別契約の(国内)業務」の対価は、同契約での「報酬」として計上されます。したがって、上記4.(2)の直接人件費相当額の待機費用は支払われません。現地渡航中に別契約の業務を行う場合は、現地滞在期間を有効活用するため、一時隔離期間を活用することを推奨します。

具体的な運用は、以下のとおりとしますが、本「日当・宿泊料」の計上・精算に当たっては、複数の契約間で重複した計上・精算を避けるため、必ず打合簿（関連する複数の契約における監督職員及び業務主任者全員が押印・確認）を作成してください。

- (1) 上記について、業務地における別アサインが計画された段階で打合簿にて、その計画があること、及び、事後に案件間の費用分担を決めるここと（別添4）を合意ください。また、事後に同実績について打合簿（別添5）にて合意ください。
- (2) 別契約への業務従事期間中に発生する「日当・宿泊料」は、当該期間に業務従事する「別」契約において、計上・精算します。このとき、通常の現地業務と区別するため、「日当・宿泊料」は「II. 直接経費、9 現地一時隔離関連費」で計上・精算してください。
- (3) 国内業務に国外で従事することとなるため、当該従事期間は、拘束日30日で1.0人月とします（通常の現地業務と同様、週末等は不稼働日の扱い）。
- (4) 「別契約」の「業務従事者の従事計画・実績表」（精算報告書に添付）においては、国内業務として記載します。

6. 本特例措置での扱いの確認方法

本特例措置の内容は、本「経費の取扱い」及び別添の事例で説明する定型での内容であれば二者打合簿としてご確認ください。定型の内容での判断が困難な場合等は、三者打合簿での合意に変更させていただきます。

7. 本経費による契約金額増額の場合の対処

本「取扱い」で精算対象とする経費を計上した結果、増額分（税抜）により契約金額（税抜）を明らかに上回る場合は原則として契約変更を適時に行ってください。

ただし、本取扱いに関する経費増はあるものの、精算確定時に契約金額（税抜）に対する精算金額（税抜）の超過額が50万円以内の場合、契約金額の変更を必須とせず、契約金額を超えて精算確定することとします。

以上

別表： 新型コロナウィルス対策関連経費計上費目と消費税の整理

別添1：打合簿事例（PCR検査と現地一時隔離）

別添2：打合簿事例（本邦帰国時一時隔離）

¹⁸ JICA以外の業務を組み合わせての渡航の可否については事業主管部と相談してください。JICA外業務の実施において必要となる経費はJICAとの契約における精算対象外となります（例：当該期間中の日当宿泊費/報酬（直接人件費含む）、先行して別業務を実施する際の航空賃（往路分）、JICA業務終了後に別業務を継続して実施する際の航空賃（復路分）等）。

別添3：打合簿事例（本邦での新型コロナワイルスワクチン接種のための渡航内容変更）

別添4：打合簿事例（現地での別契約アサイン（事前の計画））

別添5：打合簿事例（現地での別契約アサイン（事後の実績確認））

別添6：打合簿事例（関係者の感染の対応）

別添7：業務従事者の従事計画／実績表（新型コロナワイルス感染症流行下における渡航再開を踏まえた記入例）

別表

新型コロナウィルス対策関連費 計上費目と消費税の整理

経費取扱い文書での項目	用途	費用の発生場所	計上費目(すべてII.直接経費)
(1) 安全対策関連経費			
1) PCR検査関連費用 (※1)	PCR検査代	本邦 現地	(3)一般業務費 (8)雜費
	検査のための宿泊費等	本邦 現地	
	陰性証明書	本邦 現地	
2) 必要書類の取得費	ワーキングバーミット等	本邦	(3)一般業務費 (8)雜費
3) その他コロナ対策関連経費	執務室の整備・拡大、準備する費用	現地	直接経費の対応する費用に計上 (備考にコロナ関連経費の旨記載)
		本邦(持参機材等)	
(2) 業務地における一時隔離関連経費			
	日当・宿泊	現地	(2)旅費その他
	直接人件費相当額	現地	(8)現地一時隔離関連費
	隔離施設までの移動費	現地	(8)現地一時隔離関連費
(3) 本邦における一時隔離関連経費			
	日当・宿泊	本邦	(9)本邦一時隔離関連費
	隔離施設までの移動費	本邦	(9)本邦一時隔離関連費
(4) 海外旅行保険の一部費用			
(5) 本邦での新型コロナウィルスワクチン接種のための渡航内容変更経費	日額200円の負担		(2)旅費(その他)
	航空券の追加購入、変更等費用	本邦	(1)旅費(航空賃)

消費税の整理		
調査業務約款	事業実施支援業務約款	一部不課税（単独型含む）
・費用の発生場所に依らずすべて課税	・費用の発生場所に依らずすべて不課税	課税
・単価には消費税を含まない	・単価には消費税を含まない	不課税
		課税
		不課税
		課税
		不課税
		課税
		不課税
		課税
		不課税
		課税

別添1：打合簿事例（PCR検査と現地一時隔離）

打合簿

本打合簿事例の雛型の範囲内であれば2者、範囲を超える場合は3者（契約第一課を追加）で合意すること。

承認日 2020年〇〇月〇〇日

監督職員 国際 太郎 印

業務主任者 協力 一郎 印

調達管理番号 *****

案件名 ◇◇◇◇国△△△△△△△△△△△プロジェクト

打合項目	打合内容及び結果																		
1. ◇◇◇◇国入国に際してのPCR検査及び一時隔離への対応について	<p>監督職員と業務主任者は、◇◇◇◇国入国に際してのPCR検査及び一時隔離への対応について、以下のとおり協議、合意した。</p> <p>1. PCR検査関連経費 1渡航 70,000円（税込）を上限とするPCR検査関連経費を発注者が負担する。（PCR検査機関が指定されている等により上限額を超ってしまう場合（1渡航で複数国を渡航する際も同様の扱いとする））</p> <p>【オプション1】本打合簿締結時点で概算額が判明している場合 ただし、◇◇◇◇国渡航に際して、本邦においては□□クリニックによる検査と証明書作成が指定されている。また、入国後●●日ごとにPCR検査の受診が必要となっている。このことから以下の通りPCR検査経費の上限を超えるため、検査等に要した実費を精算対象とする。概算額は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>摘要</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出発前</td><td>□□クリニック PCR検査</td><td>●円</td></tr> <tr><td>□□クリニック陰性証明書</td><td>●円</td></tr> <tr> <td>現地</td><td>指定機関△△PCR検査</td><td>●USD（●円相当）</td></tr> <tr> <td>本邦帰国後</td><td>XXクリニック抗原定量検査</td><td>●円</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p>【オプション2】本打合簿締結時点で概算額が判明していない場合 受注者は経済的な方法を検討した上で、PCR検査経費の上限を超える場合は、別途三者打合簿にて精算の扱いについて確認する。</p> <p>※7万円を超える事例として想定されるものについては、後段をご確認ください。</p> <p>2. 現状、◇◇◇◇国入国に際しては、同国の法令に基づき、入国後14日間の隔離を求められていることを踏まえ、発注者として、現地一時隔離期間の「日当・宿泊料」及び「直接人件費相当額の待機費用」を負担する。</p> <p>3. 上記2. の直接人件費相当額の待機費用の月額単価（税抜）を以下のとおり確認する。 (「直接人件費」が報酬額に含まれている契約) ・契約書にて合意している報酬額（月額単価）を「3.08」で除した額とする。 (業務原価に「直接人件費」が規定されている契約) (以下は2019年度)</p>		時期	摘要	金額	出発前	□□クリニック PCR検査	●円	□□クリニック陰性証明書	●円	現地	指定機関△△PCR検査	●USD（●円相当）	本邦帰国後	XXクリニック抗原定量検査	●円	合計		円
時期	摘要	金額																	
出発前	□□クリニック PCR検査	●円																	
	□□クリニック陰性証明書	●円																	
現地	指定機関△△PCR検査	●USD（●円相当）																	
本邦帰国後	XXクリニック抗原定量検査	●円																	
合計		円																	

(単価のケース)

- (1) 1号 : 1, 270, 000円
- (2) 2号 : 1, 076, 000円
- (3) 3号 : 950, 000円
- (4) 4号 : 782, 000円
- (5) 5号 : 640, 000円

4. 業務主任者は、2023年3月末までに、のべ20回の渡航が計画されていることを報告し、監督職員はこれを確認した。今後、契約変更がある場合は、必要な経費を変更契約に含めるものとする。

5. 精算に当たっての現地一時隔離期間は、現地入国後14日間を上限とした「実績」とする。

(総合評価落札の場合)

6. 「契約書第●条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号の通り確定する。(1)直接経費のうち、航空賃及び現地関連費」に記載の「現地業務人月(人日)」とは別に現地一時隔離期間の日当・宿泊費を精算対象とする。

以上

【留意事項】

- ✓ 「現地一時隔離期間」についての最終実績は、当初の想定と異なる場合もあると想定し、最終的な関係経費の支払については、当初合意日数（本事例の場合14日間としていますが国により日数やカウントのしかたが異なる可能性がありますので、国ごとに必要日数をご確認ください）を上限とした実績に基づくものとします。
- ✓ 本件打合簿では、当該国への入国に際し、法令等に基づき一時隔離があるのか、その場合の隔離期間について、最低限合意しておいてください。
- ✓ 同様に、隔離施設までの公共交通機関の使用制限がある場合は、その点も明記・合意しておいてください。

【上限7万円を超えての精算が想定される事例】

受注者側の理由に拘らない突発的な事情があった場合は、各国・各案件の事情を考慮のうえ、上限を超えての精算を可とする。

【想定される事例】

- ① 先方政府の指定で出発前に複数回のPCR検査を受ける必要がある。
- ② 先方政府からの要請で出張が延期となり、出発前のPCR検査の受け直しが発生した。
- ③ 複数国を渡航する案件の場合、入国するたびにPCR検査をする必要があった。
- ④ 各国内で県境を越える、離島に移動するなどの都度、PCR検査を受ける必要がある。
- ⑤ 現地のスタッフ、CPや団員などの関係者がコロナに感染してしまい、PCR検査を複数回行う必要がある。
- ⑥ 出発日に台風などの影響で、フライトが延期となり、再度PCR検査を受けなければならぬ。

以下のようなケースでは認められません。

- ・感染に関する個人の不安・ストレスを軽減するためにPCR検査を行った。

別添 2 : 打合簿事例（本邦帰国時一時隔離）

(本打合簿を別添 1 の現地一時隔離と統合することも可です)

打 合 簿

本打合簿事例の雛型の範囲内であれば 2 者、範囲を超える場合は 3 者(契約第一課を追加)で合意すること。

承認日 2020 年〇〇月〇〇日

監督職員 国際 太郎

業務主任者 協力 一郎

調達管理番号 *****

案件名 ◇◇◇◇◇国△△△△△△△△△△△△△プロジェクト

打合項目	打合内容及び結果
1. ◇◇◇◇◇国からの帰国に際しての一時隔離への対応について	<p>監督職員と業務主任者は、◇◇◇◇◇国渡航にかかる帰国時の本邦における一時隔離への対応について、以下のとおり協議、合意した。</p> <p>1. ◇◇◇◇◇国から本邦への帰国者に対する日本政府の水際対策に基づき、本邦到着後に義務付けられている隔離に必要な費用について、以下を精算対象とする。 本邦帰国時一時隔離期間の「日当・宿泊料」(隔離期間中に自宅等に滞在できず、ホテル等での滞在が必要な場合。水際対策で義務付けられている日数を上限(定額単価計上)) なお、期間証明として①宿泊施設の領収書、②日本政府の水際対策の参考資料、を添付することとする。</p> <p>2. 2023 年 3 月末までの渡航を●回予定しているため、今後、契約変更がある場合は、必要な経費を変更契約に含めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

本打合簿事例の雛型の範囲内であれば2者、範囲を超える場合は3者(契約第一課を追加)で合意すること。

別添3：打合簿事例（本邦での新型コロナワクチン接種のための渡航内容変更）

打 合 簿

承認日 2020年〇〇月〇〇日

監督職員 国際 太郎 印

業務主任者 協力 一郎 印

調達管理番号 *****

案件名 ◇◇◇◇国△△△△△△△△△△△△△プロジェクト

打合項目	打合内容及び結果
1. ◇◇◇◇国から本邦での新型コロナワクチン接種のための帰国について	<p>監督職員と業務主任者は、本邦での新型コロナワクチン接種を目的として、渡航計画を変更することについて、以下のとおり協議、合意した。</p> <p>(現地渡航中の業務従事者の業務期間を変更して帰国する場合)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 業務期間を変更する業務従事者と変更後日程(変更前日程)<ul style="list-style-type: none">✓ ◎◎◆◆(業務主任) : 2021年3月20日～4月15日(27日間)(変更前: 2021年3月20日～5月13日(55日間))✓ □□▼▼(ジェンダー) : 2021年3月24日～4月17日(25日間)(変更前: 2021年3月24日～4月28日(36日間))2. 本変更に伴い増額される経費<ul style="list-style-type: none">✓ ◎◎◆◆(業務主任) : 航空賃、14日間の帰国時一時隔離経費、空港から隔離施設までの交通費、再渡航のためのPCR検査費用、再渡航時の現地一時隔離経費、交通費等。(変更により短縮された28日間を次の現地業務の前に実施することから、渡航回数が増加するため)✓ □□▼▼(ジェンダー) : 航空賃(変更手数料)のみ。変更により短縮された11日間を次の現地業務と合わせて実施するため渡航回数増加はない。3. 上記の経費を変更契約に含めるものとする。 <p>以上</p> <p>別添：業務従事者の従事計画／実績表（渡航計画変更後）</p>

別添4：打合簿事例（現地での別契約アサイン（事前の計画））

打合簿

本打合簿事例の雑型の範囲内であれば2者、範囲を超える場合は3者(契約第一課を追加)で合意すること。

承認日 2020年〇月〇〇日

△△△△△△△プロジェクト

監督職員 国際 太郎 (印)

業務主任者 協力 一郎 (印)

●●●●情報収集確認調査

監督職員 国際 花子 (印)

業務主任者 協力 次郎 (印)

調達管理番号 ****

案件名 ◇◇◇◇◇◇◇◇国△△△△△△△△△△△△△△△△△プロジェクト

調達管理番号 ****

案件名 △△△△△△△國●●●●●●● 情報収集確認調査

打合項目	打合内容及び結果
1. ジェンダー担当業務従事者の◇◇◇◇◇国滞在期間における別契約業務従事の計画について	△△△△△△△プロジェクトの監督職員と業務主任者、及び●●●●●情報収集確認調査の監督職員と業務主任者は、△△△△△△△プロジェクト・ジェンダー担当の◎◎◆◆にかかる◇◇◇◇◇国滞在期間に、●●●●●情報収集確認調査の業務に従事すること、及び実績に応じて「日当・宿泊料」の契約ごとの負担区分について事後に確認すること、を合意した。
<p>1. △△△△△△△プロジェクト・ジェンダー担当の◎◎◆◆は、◇◇◇◇◇国滞在中に、遠隔で●●●●●情報収集確認調査の業務に従事する予定である。現時点での想定は以下のとおり。</p>	
<p>◇◇◇◇◇国滞在期間（計画）：</p>	
<p>2021年4月12日～同年6月30日（計80日）</p>	
<p>●●●●●情報収集確認調査業務従事期間（計画）：</p>	
<p>2021年5月1日～同年5月20日（計20日）</p>	
<p>以上</p>	
	
<p>【留意事項】</p>	
<p>✓ 現地渡航前に「計画」として打合簿を作成するもので、本件のような業務従事が計画されている場合は、「コンサルタント業務従事月報」の「業務従事者の従事計画／実績表」への記載等を通じて、前広に監督職員に情報共有してください。</p>	

別添5：打合簿事例（現地での別契約アサイン（事後の実績確認））

本打合簿事例の雛型の範囲内であれば2者、範囲を超える場合は3者(契約第一課を追加)で合意すること。

打合簿

承認日 2020年〇月〇〇日

△△△△△△△プロジェクト

監督職員 国際 太郎 (印)

業務主任者 協力 一郎 (印)

● ● ● 情報収集確認調査 (QCBS)

監督職員 国際 花子 (印)

業務主任者 協力 次郎 印

調達管理番号 ****

案件名 ◇◇◇◇◇◇◇◇国△△△△△△△△△△△△△△△△プロジェクト

調達管理番号 ****

案件名 △△△△△△△国●●●●●●●●●情報収集・確認調査 (QCBS)

単価の 100%とし、30 日を超えて 60 日までの 30 日 30 泊(2021/5/12～2021/6/10)は同単価の 90%、60 日を超える期間(2021/6/11～2021/6/30)は同単価の 80%で精算する。

以上

【別添】現地での別アサインの計画にかかる打合簿

【留意事項】

- ✓ 本件打合簿は、「実績の確認」として、派遣終了後に作成ください。

別添6：打合簿事例（関係者の感染の対応）

打 合 簿

本打合簿事例の雛型の範囲内であれば2者、範囲を超える場合は3者（契約第一課を追加）で合意すること。

承認日 2020年〇月〇〇日

△△△△△△△プロジェクト

監督職員 国際 太郎 印

業務主任者 協力 一郎 印

調達管理番号 *****

案件名 ◇◇◇◇国△△△△△△△△△△プロジェクト

打合項目	打合内容及び結果
1. プロジェクト関係者の新型コロナウィルス感染症罹患への対応について	<p>監督職員と業務主任者は、プロジェクト関係者の新型コロナウィルス感染症（COVID-19）罹患への対応にあたり、以下の内容について報告、協議、合意した。</p> <p>1. ○○○○氏（業務主任者／輸出振興）の現地業務期間の延長 プロジェクトで雇用している現地傭人が COVID-19 の症状があったため、XX 月 XX 日に、同人と濃厚接触のあった○○○○氏、●●●●氏（商品開発）、別の現地傭人、レンタカー運転手 2 名、通訳が PCR 検査を受けたところ、翌日に同人と○○○○氏のみ、陽性が確認された。XX 月 XX 日に医師の診断を受け、再度陽性が確認された。 ○○○○氏に発熱、咳、血中酸素濃度低下といった COVID-19 の症状はなく、体調に問題はなかったため、ホテル自室にてリモート業務を行った。現地業務は当初、XX 月 XX 日（XX 月 XX 日当地出国）までと計画していたが、出国便搭乗に際して PCR 検査の陰性結果を提示する必要があり、検査結果の陰転化を待ったため、現地業務を XX 月 XX 日（XX 月 XX 日当地出国）まで、10 日間延長した。</p> <p>2. ○○○○氏の現地業務期間の延長により生じる経費の精算 (1) 報酬（もしくは待機費用） 【オプション1】国内業務分を振り替えて現地で業務を行った場合 例：●日分の国内業務を現地業務に振り替え、報酬を支払う。 【オプション2】振替が可能な業務がない場合 待機期間に要した直接人件費を待機費用として計上する。</p> <p>(2) 日当、宿泊 ※考え方：保険会社の支払い対象とならない部分について、JICAとの契約において精算対象とすることを検討します。具体的な費目とともにご相談ください。 例：保険会社から宿泊代の実費が補填されるため、本業務において延長期間分の日当（4,500 円 × 10 日 = 45,000 円）を精算対象とする。</p> <p>(3) 航空賃 復路便の変更手数料（5,500 円）を精算対象とする。</p> <p>3. 陰性となった関係者の PCR 検査費用の精算 別の現地傭人、レンタカー運転手 2 名、通訳の計 4 名については、本人の健康管理に加え、他プロジェクト関係者への COVID-19 拡大を防ぎ、プロジェクト活動を継続するために PCR 検査実施は必須である。それぞれの所属先で費用負担することが難しいため、これらの費用（2,500 ブル × 4 = 15,000 ブル、37,305 円）について精算対象とする。</p>

以上

別添7

業務従事者の従事計画／実績表
(新型コロナウイルス感染症流行下における渡航再開を踏まえた記入例)

契約件名	担当業務	態付	支払 月数	第Ⅱ期契約期間												監督職員確認印：【監督職員氏名】					
				2021年																	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	日数 合計	月 合計
現地業務	○山 み夫 (新規会員登録・地 域負担)	対固	4	[記録14日+実績51日]																226	7.53
			4	[記録14日+実績49日]	[記録14日+実績47日]															224	7.47
	×山 み作 (コミュニティ開 発)	対固	2																	200	6.67
			2																	200	6.67
	○山 み男 (商品品質デザイ ン)	対固	1	[記録14日+実績36日]	[24日]															60	2.00
			2	[記録14日+実績26日]	[5/1-5/26]	[5/1-26]														60	2.00
	○川 み千 (シェンダー分 担)	対固	2																	109	5.63
			1																	109	5.63
	今田 ×美 (通販)	対固	4																	240	8.00
			4																	242	8.07
注記	⇒ 5/1～5/17 修業日、5/2～5/17 月替：実地習習期間（日式書道典義）、5/9～15 実地習習期間（竹井徹也）	現地業務小計	計画	895	29.83																
	注記の記載は必須ではありませんが、バーチャートでの表示込みではわざわざ記入する必要はないため、画面に表示される限りOKです。	実績	895	29.84																	

近況 例 5/1 週始日、5/2～5/17週間：実地訓練期間（即日集計実施）、5/9～15：実地訓練期間（付録期間）、5/15～5/30 実地集計

注記の記載は必須ではありませんが、バーチャートでの表示のみではわからぬものについても、必要に応じて注記にて補足ください。

注記 *2 現地開発期間中に国内業務を実施。

凡例：（計画は丸形、実際は角形）

■ 索略從事計畫 ■ 現地開發期間

¹¹ 田村重吉『水路開拓と漁業問題』、もしくは第3回後半期間前後『水路開拓』や田村重吉『水路開拓と漁業問題』の記載を参考する場合がある。

合計	計画	33.58
	実績	33.45

报告者姓名	△ m/s	△ m/s	△ m/s

次に、左側脳梗塞患者の実績、四月のそれぞれの八西は、実施検査期間は3月5日、四月検査期間は2月5日で既した検査の小数自以下第3枚を右側に入して落成してください。

²¹ 実業家は内閣の組閣式は人情手腕で行なうたが、田舎に構造が出来ます。構造は内閣の組閣式と実業化してく

※3) 各集客拠点者の各運営期間の下には、日数を想議書きで記入してください。

次41) 典横についてでは、日焼に加えて、各季節風の開始日。終了日も記載してください。(詳細については記入不要です)

块 5) 演奏についても記述してください。

以上を「集客収益率」の算出式とするときは、各販売店舗以外の「集客収益率予測日報」の日付を該該書式で記入ください。日報が未記のものはバーと印数のみの記載で構いません。